



(開会 午後2時00分)

- 教 育 長 さて、開会にあたりまして、先般9月7日任期満了の河野委員の退任に伴い、新たに小野裕美子氏が就任され、去る9月13日に市長より辞令交付を受けられました。今回は、初めての出席となっております。ここで小野委員にご挨拶をいただきたいと思いません。よろしく申し上げます。
- 委 員 (就任挨拶)
- 教 育 長 令和3年第10回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
- 教 務 局 (令和3年第9回の会議録を読み上げる)
- 教 育 長 令和3年第10回の会議録を各委員に諮り、承認される。
- 教 育 長 議第64号教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書について(令和2年度対象)、教育総務課に説明を求める。
- 教 育 総 務 課 長 議第64号教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書について(令和2年度対象)、ご説明します。別綴の報告書をご覧ください。  
(詳細は別綴報告書に記載)
- 教 育 長 昨年はコロナ禍もありまして、なかなか事業実施できない部分も多かったのですが、全体的な各課の取り組みに対しての評価と説明がありました。  
何か質問はありませんか。
- 委 員 学校教育課の評価の中で、学力の課題にも関係してくるのですが、習熟度別学習指導教員と多人数学級支援教員が数年に渡って確保できていないことから、報告書26Pの点検評価委員の意見の中にありますが、複式授業解消等の必要性について、少人数の学校の現状や、人材確保の観点から考えて欲しいという意見が出ています。状況的には、以前の複式の状況とも随分変わってきている点もあると思います。人をかけるというよりもお金をかけてもっと効率的な繋がり、例えば他校の学級と繋がるといった方法や、複式授業の良さを生かして子どもの学習に対する主体性を培っていくという方法もあると思うので、そろそろ複式学級の解消の配置を見直さなければいけないのではないかと思うのですが、今後の見通しは。
- 学 校 教 育 課 長 複式授業改善につきましては、宇佐市は他市町村よりも多く雇用しております。二つの複式学級の場合、1学年1人ずつ配置をし

てきましたが、他市町村では1人配置であとは学校の中で調整をしていくような状況です。先ほど委員が言われたように、その他の習熟度別支援教員や多人数学級支援教員は欠員となっており、なかなか応募者がいない状況です。現在、複式の学級の児童数が例えば1人2人という状況もありますので、委員の言われることも今後考えていく上で一つのポイントかと思っております。本年度、南院内小と院内中部小の交流というような活動も始めておりますので、より良い形で少人数のよさを生かして、子どもたちの自主性が育つような取組等を今後も増やしていかなければと思っております。

教 育 長

小規模の学校については、それぞれ学校間でオンラインで繋がり合同で活動するなど、だんだん進んできており、各学校工夫をして取り組まれているようです。

ほかに質問はありませんか。

委 員

全般的なことで、事務点検をされているということで、とてもいいことだと思います。自己評価と学識経験者の評価とのずれはありましたか。

教育総務課長

自己評価と外部評価のずれという部分で、大分評価がずれている部分がありました。外部評価前のデータを持っていないので、一概に言えないのですが、自己評価については、私たちがかなり厳しく評価をしました。それを点検評価委員さんに説明をしてみたのですが、点検評価委員の方が、しっかりやっていますよということで評価を上げられたものがかなりありました。最初に各担当が評価をします。そのあと各課長が集まってもう一度自己評価という形で評価したのですが、そこでまた辛く評価をしておりましたので、点検評価委員にお見せした段階では、かなり厳しくつけていたため、全般的に少し厳しすぎませんかということで、かなり上げた結果がこの結果です。実際には、もっとC評価、D評価があったのですが、C評価が二つ、D評価はありませんでした。それから全体的に、一つの施策に対して複数の政策があるのですが、一部コロナの影響でできなかったが、あとの部分は実施できた場合、ランクを下げて付けていました。そういう場合、きちんと計画していたがコロナの影響でできなかったのだからそれは仕方ないのでE評価。残りの事業ができていればそれはA評価でというようなご意見をいただき、上方修正したものがかなりあってこの結果となりました。

教 育 長  
委 員

ほかに質問はありませんか。

社会教育課の報告書48P パールハーバー航空博物館国際交流

事業について、コロナの影響で未実施ということですが、点検評価委員の意見にも繋がりを断たずに、ぜひ続けて欲しいとあります。せっかく築かれた交流なので1年空いてしまうと。ZOOM等を利用してもいいですし、手紙を書いて送る、折り紙を折って送るとかでも交流になるのではないかと思うので、色々な交流の方法を考えて、コロナ禍でもできる交流を何でもいいので続けていただけたらと思いました。

社会教育課長

昨年、12月8日パールハーバーの真珠湾攻撃の前日となる12月7日に現地で式典があり、高校生に平和大使というような形で参加していただこうと考えていたのですが、それができませんでした。今年もこの状況では難しいかと思っております。秘書広報課の多文化共生・交流係が国際交流の窓口となっておりますので、今後協議しながら、委員が言われたような形でできるか等も考えていきたいと思っております。

教 育 長  
委 員

ほかに質問はありませんか。  
全体を通して、実は私も大分前に点検評価委員をしていたのですが、その当時と比べて、点検評価委員さんの意見や評価についての考え方を申し上げますと、相当熟慮して提言していると感じます。特に課題・問題点を具体的に提案してくれるとはありがたいなど。ぜひ活用してもらいたいと思っております。点検評価委員さんに課題・問題をたくさん提案していただいて、非常に内容充実しているなど感じています。

教育総務課長

評価シートの課題・問題点と取組の進捗状況、成果、効果は、こちら側で考えて書かせていただいております。それを委員に説明し、評価と委員の意見をいただいて修正したということです。当然いただいた意見は、しっかり考えさせていただいて次の施策の展開につなげていけたらと思っております。

教 育 長  
委 員

P D C Aでまわしていくということで、意見等が出た部分はすぐ次に生かしてという形で対応して参りたいと考えています。  
ほかに質問はありませんか。  
社会教育課の報告書49Pのうさんぽナビのことですが、専用ホームページの運用とともに、システム利用者拡大に向けて情報発信とありますが具体的には。

社会教育課長

観光の方と一緒に取り組んでおりますが、携帯電話にアプリを入れてということなのですが、アプリを入れている人が少ない。また、それを活用できていないということです。観光との相乗効果を狙ってということと、今回課題・問題点のところで記載しておりますが、平和学習の促進、疑似体験コンテンツも入れておりま

すので、モバイルシステムの活用と合わせて、実際現地に行かなくても360度VR体験等を活用できるように、市内の子どもたち向け、また、コロナの収束を見据えて教育旅行に向けて、関西方面の業者を通じて発信していければと思っております。それにモバイルガイドシステムを付けた形でとは思っていますが、なかなか進んでいない状況です。

委員 この報告書を読んでうさんぽナビをダウンロードしてみたのですが、AEDの設置場所の情報等もあり、とてもいいアプリなので活用しないのはもったいないなと思います。もっと子育て支援拠点など様々な情報を盛り込んでいけば市民が使えるアプリだなと思います。

社会教育課長 関係課と協議してまいります。

教育長 有効活用に向かっていろいろ工夫をしていきたいと思っております。

委員 もっと皆さんにお知らせしたいですね

教育長 ほかに質問はありませんか。

委員 平和学習後、学校に帰ってからの支援、例えば学校に持ち帰る資料であるとか、教室で見られる映像であるとか、そういった支援は何かありますか。

社会教育課長 今、修学旅行等で来られた学校には1人ずつにパンフレット等もお配りしております。事前学習をして、実際見学に来て、そのあと感想を書いて送られているところもございます。事前学習では折り鶴を折って来られるようで、城井1号掩体壕の中にもかなり千羽鶴が掛けられているのですが、そういった学習活動をして、実際に見学に来られてそのあとに感想を書くというようなことをされているのかなと思います。こちらからは、平和学習促進疑似コンテンツVRをご紹介して、事前学習で見ていただくというふうにも考えて発信はしているのですが、どのように活用されているか、こちらがアンケート等とっていないのでわかりません。ガイド等もついておりますので、また10月になったら、教育旅行が始まっていきますので、できるだけそういったものがあることは宣伝していきたいと思っております。

委員 ぜひPRの方を。

社会教育課長 はい、ありがとうございます。

教育長 ほかに質問はありませんか。

ないようですので、議第64号教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書について（令和2年度対象）については、承認とし、次に議第65号宇佐市立学校職員服務規程の一部改正について、学校教育課に説明を求める。

**学校教育課長** 議第65号宇佐市立学校職員服務規程の一部改正について、ご説明します。2Pをご覧ください。  
 (詳細は議案に記載)

**教 育 長** 何か質問はありませんか。  
 ないようですので、議第65号宇佐市立学校職員服務規程の一部改正については、承認とし、次に議第66号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

**学校教育課長** 議第66号指定校変更について、ご説明します。5Pをご覧ください。  
 (詳細は議案に記載)

**教 育 長** 何か質問はありませんか。  
**教 委 員** この指定校変更については、何年か前に規定が変わったりしていると思いますが、今はどういう承認条件ですか。

**教 育 長** そうですね。初めて出席されている委員もおられるので、学校教育課は承認要件の一覧表を委員に渡してください。前例があり、1件目のような監督者不在については過去に認めてきている例にあります。

**委 員** 各校区の放課後児童クラブの設置状況はどうですか。例えばその小学校には、今はないのですか。

**学校教育課長** 校区内には児童クラブはあります。  
**委 員** 過去に放課後の監督者不在ということで認められたときは、児童クラブがないことが多かったのですが、ここ数年の間に児童クラブがどこの小学校区にも設置されてきています。子どもにとって放課後の安全安心の確保が第一かと思うので、簡単に監督者不在ということで認めていくと、例えばその居住地に住んでいる子どもたちとの関係づくり等に支障をきたし、地域の方々からもあの子は校区の子ではないというようなことになる。そういった面もあるので判断基準というのがとても難しいと思います。児童クラブを利用するのであれば、保護者が迎えに行くとなっており、大体6時ぐらいまでは見てもらえる状況になっています。そうすると、学校がある時は通常児童クラブはあると思いますので、許可の仕方が監督者不在ということですべて認めてしまうと安易すぎるのではないかと思います。例えば小規模校であれば、1人いることで複式が解消されるといった状況があると思います。子どもの安全安心を第一に考えなければいけません。児童クラブに行けば安全安心は確保できるのではないかと思います。

**学校教育課長** 小規模校の部分は、やはり児童数が減ってしまうという課題もあるかと思いますが、また、委員が言われたように安全安心と保護

者のニーズ、子どもの状況を総合的に考えていかなければいけないというのはもちろんです。ただ、基準というのは確実に必要ではあります。児童クラブ設置の問題は、ほぼクリアできているような状況なので、今後考えていかなければならないと思います。

委員 例え議案の1番の方で言えば、多分アパートに居住されていると思われるのですが、1年ごとに更新していますね。許可願を出すときに窓口等で、指定校の校区に転居する形をとりませんかという声掛けも必要になってくるかなと思うのです。金銭的なこともあるかもしれませんが、子どもが歩いて通えるというのはとても大事だと思います。

教育長 その辺は個人の自由の部分もありますので、なかなか転居を勧めるというのは難しいかと思うのですが。居住自体は個人の権利です。学校の関係だけでそこに住んでくださいというのはなかなか言いにくいと思います。

委員 毎年、指定校変更願いを出さないといけなくなると思うのですが、その時に、例えば転居すれば毎年出さなくて済むとなくなっていくわけですね。

教育長 もちろんそうですが、住む自由は個人にありますので、学校はこちらだからこちらに行きなさいとか、そこに居住したら通えるとかいうことは個人の中に踏み込むことになり、なかなか難しいと思います。住むこと自体は、個人の思いで住んでいると思いますので、その代わり毎年申請という形をとっています。申請するのが大変だから転居しようと思う方は転居すると思いますし、こちらから踏み込むというのは権利の侵害に当たるかと思いますが。その辺につきまして、居住に関しては、それぞれ個人の意思ですので、複式解消とかいうことはこちらの方から考えれば当然そういうふうにしていただいたらいいなと思いますが、それぞれのご事情があって、その事情をここに上げてきている状況で、それを委員さん方で判断していただくという形をとっています。良くないという状況であれば、当然承認は出ない。個人の思いや都合で申請をあげてきていますのでそれをここで判断するという形をお願いいたします。当然学校教育課の担当としてはその辺のところは、窓口でかなりお話ししていると思います。

委員 今のところでその小学校は、新一年生2人が抜けたら来年度の入学児童は何人ですか。

学校教育課長 今そのデータを持ち合せていないのですが、調べて確認をしておきます。

委員 校区の境界地当たりの方が毎年指定校変更にあがってきている

学校教育課長

ようですので。そのあたりも適正規模とも関連してかなり限界のところもきているのかと思います。

指定校変更の承認基準について、資料を用意しましたので、ご説明します。大きく3つに分けられます。一つ目が住居に関する理由で、学期途中の転居や自宅の新築による転居ということ。二つ目は教育的配慮に関する理由で、身体的な理由や、中学校において部活動の有無ということや特別支援教育の知的情緒等学級の有無ということ。三つ目が不登校等の生徒指導上の理由です。その他に先ほどのような監督者不在や保護者が共働きの場合、また指定校区外にある保護者が営むお店等を生活拠点としている場合があります。特殊な事情として住民登録が困難という場合、家庭環境が急変した場合等をその他特別の事情がある場合ということで定めております。以上のことを基準に判断していただくということでございます。

教 育 長

ほかに質問はありませんか。

ないようですので、議第66号指定校変更については、承認とします。ただ委員からご意見がありましたので、学校教育課で、申請受付等指導にあたりましては、先ほど委員から言われた放課後児童クラブの部分も対応できるか確認して、それに対応できないようであれば監督者不在ということで承認もやむを得ないかと思っておりますので、その辺についても保護者にご説明いただくということでよろしいですか。貴重なご意見いただきましたので、よろしく申し上げます。

次に議第67号小規模特認校就学申請について、学校教育課長に説明を求める。

学校教育課長

議第67号小規模特認校就学申請について、ご説明します。7Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

別紙資料の宇佐市立小学校小規模特認校就学実施要綱を簡単に説明させていただきます。西馬城小学校が宇佐市立学校の通学区域に関する規則第6条の規定に基づいて、小規模特認校として、自然の中で健やかな成長をとというような思いがあり、明るく伸び伸びとした教育を希望する保護者児童に対して申請があった場合、委員会で判断をして小規模特認校の就学を認めるという形になっております。原則として1年以上の通年通学することになっております。これに関しては、校長意見等も出ておりますので、それも含めて説明をさせていただきたいと思っております。

(詳細は議案に記載)



教 育 長 何か質問はありませんか。  
ないようですので、議第67号小規模特認校就学申請については、承認とし、次に議第68号令和3年度宇佐市社会教育功労被表彰者について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第68号令和3年度宇佐市社会教育功労被表彰者について、ご説明します。8Pをご覧ください。  
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。  
委員 議案の被表彰者9名の方は長期にわたって素晴らしい活動をされたということで問題は全くないと思います。ただ表彰規程第2条には、個人または団体とありますが、最近団体の関係が少ないように感じます。それと日頃から地域づくりやコミュニティーづくりに積極的に活動しているグループ等があるので、そういった団体の発掘をぜひお願いしたい。

社会教育課長 最初は要綱に個人があり、後に団体が追加されました。その時にかなりの数の読み聞かせ団体が被表彰者として出てきて、そのあと続かない状況になっております。今後は団体にも積極的に呼びかけていき、把握にも努めたいと思います。

教 育 長 他に質問はありませんか。  
ないようですので、議第68号令和3年度宇佐市社会教育功労被表彰者については、承認とします。次に報告第1項令和3年9月第6回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について、教育次長に説明を求める。

教 育 次 長 報告第1項令和3年9月第6回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について、ご報告します。  
9月議会につきましては、先週24日で閉会をいたしました。今回一般質問をされた議員が13名。そのうち6名の方から教育委員会関係のご質問をいただいたところです。  
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。  
委員 難しい問題がたくさんあるのですが、的確に回答されていると思います。

委 員 生理の貧困については、議会後即対応してくださって本当によかったなと思います。置かなければわからない置いてみてわかる実態っていうのもあると思いますので、また実態を教えてくださいたいと思います。もう一つタブレットですが、ギガスクール構想の先進校でタブレットによるいじめで小学校6年生の女の子が自殺をしており、学校の管理がとてはずさんだというのが想像で

きます。これから活用していくタブレット等のICT機器も家庭で使っている部分も含めて、情報モラルの問題としてルールづくりを進めていると思うのですが、何が課題として挙げられるのかを挙げていただきたいと思います。学校だけでそれが対応できるのか、家庭や社会も含めて、課題の整理をしないとイケないのではないかと思います。ただ単に学校教育だけではなくて、社会的な問題といった部分もあるし、健全育成の部分も含めて、色々な分野に跨って課題があるような気がします。

学校教育課長

今課題となっていますが、今回の町田市、それから熊本市等の早くから先進的に進めているところは、ある程度自由に使わせるという方針のもとでやってこられた。逆に、あらゆる使用制限をかけて何もできなくしてしまうと、必要最小限のことしかできないというところで、当時二つの選択があったのかなと思っています。こういう状況になったので、これから宇佐市でも色々なトラブル等も出てくる可能性はあるのですが、全国的な流れの中で、タブレットだからいじめが起きるといようなタブレットが悪者になってもいけないなというところはすごく感じています。学校で使ってもらい、また家庭への持ち帰りも1回してみたところで、このルールは絶対だということと、ここは子どもたち一人一人にしっかり指導するところ、保護者と力を合わせてやっていきましょうということが一番かと思っています。ルールを破った時にはもう使わせないというぐらいに毅然とした態度でやっていかなければこの問題が解決しないし、ICTも進んでいかないと思います。

委員

リスクはゼロにはできないと思うので、どうやってフォローしていくのか、学校だけではなくて色々なところで連携して、子どものフォローをしていかないと守りきれないと思います。

教育長

特に学校教育課長が説明したように、家庭との協力がないと学校だけでは、ICTのリテラシーが上がりません。セキュリティーモラルも、学校と家庭が一緒になってやっていただかないとできないと思いますので、そういう形で進めていると思います。

委員

私の子どももタブレットを持ち帰って、Wi-Fiが繋がるかなどを確認してみたのですが、パスワードを入れる時にみんな一緒だよと言っていました。町田市もパスワードがみんな一緒だったから、特定出来ずに誰でも気軽にひどいことが書けたというような記事も書いてあったし、親は子どもから聞かないとパスワードがわからなくて、もし子どもがそれを知らせずに一人で傷ついて死んでしまった時に親はチェックのしようがないというのを感じ

ました。やはりパスワードは親も知っておかないと家庭との連携というのも、親がチェックできればしやすいのかなと思ったので、子どもが教えてくれない場合は教えてもらいたいと思いました。

学校教育課長

パスワードの件は、すごくバッシングを受けているところではありますが、ただ、子ども一人一人に違うパスワードというのも色々課題があり、逆に市全体、学校全体の管理ができなくなるというところがあります。あの問題があったので宇佐市は大丈夫だろうかと考えたところではあるのですが、基本的には、いわゆるZOOM や今回話題となったチャット等で何かを送りつけるとか、悪口を送りつけるというような機能を基本的にできなくするのはこの状況ではせざるを得ないかと。ただ授業の中では、そういった機能がないと意見交換ができないので授業がうまく進まない。その切り換えというのは、しっかりやっていくというような基本スタンスであります。家のスマートフォンやタブレットであったら、覗けるということがあると思うのですが、保護者に対してどう対応してもらうかは委員が言われたように今後検討しなければと思います。

教 育 長

貴重なご意見ですね、参考にさせていただきたい。

ほかに質問はありませんか。

ないようですので、次に報告第2項10月の行事等の予定について、各課に報告を求めます。

(詳細は議案に記載)

何か質問はありませんか。

その他ありませんか。

学校教育課長

小中学校の修学旅行について、ご報告いたします。コロナの状況が今は大分落ち着いてきているところなのですが、事前に判断しなければいけないということで、中学校3年生について今年の4月以降にということで計画をしていたのですが、それを延期し、県内1泊という話にもなったのですが、最終的な判断として中3であることも踏まえて、修学旅行としては行わず、その代わり県内日帰りで、修学旅行に代わる企画を教育活動の一環として行うということになりました。今年の中学校2年生については、秋に関西方面ということで予定していたのですが、来年の4月以降3年生になっての1学期に、コロナの状況にもよりますが今のところは行く予定にしております。小学校につきましては、2学期に県内日帰りでと考えていたところですが、感染状況も踏まえて、今年度も県内日帰りで行うという形に変更しています。運動

会につきましては、午前中開催ということで10月上旬まで各学校で行われております。

教 育 長 何か質問はありませんか。  
その他ありませんか。

事 務 局 ないようですので、次回教育委員会の日程について  
次回教育委員会の日程について、10月22日午後2時から34  
会議室で如何でしょうか。

教 育 長 10月22日午後2時からでよろしいでしょうか。  
各委員に諮り確認のうえ、第10回定例教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後4時00分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。